(七) ごみ収集、学校給食等の地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、その財源を充実することとした。

(八) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置することとした。

3　基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第七条の四関係）

(九) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすることとした。

令和六年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の一〇〇分の七五の額を加算する特例を設けることとした。

4　特定被災地方公共団体に係る普通交付税の算定方法の特例（地方交付税法附則第九条の二関係）

令和六年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設けることとした。

5　震災復興特別交付税に関する特例（地方交付税法附則第四条及び第一一条～第一五条関係）

(一) 震災復興特別交付税に充てるため、令和六年度分の地方交付税の総額に六一億一、七二〇万七、〇〇〇円を加算することとした。

(二) その他震災復興特別交付税に関する所要の特例を設けることとした。

二　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正関係

個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の定額減税による地方公共団体の減収額を埋めるため、定額減税減収補塡特例交付金を創設することとした。（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第一条～第五条及び第八条関係）

三　この法律は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（法律第六号）（国土交通省）

一　奄美群島振興開発特別措置法の一部改正関係

1　目的

この法律の目的に、奄美群島への移住の促進を図ることを追加することとした。（第一条関係）

2　基本理念

奄美群島の振興開発に関する基本理念に、再生可能エネルギー源の利用等を追加することとした。（第二条関係）

3　奄美群島振興開発基本方針

奄美群島振興開発基本方針に定める事項を追加すること等とした。（第四条第二項関係）

4　奄美群島振興開発計画

奄美群島振興開発計画に定める事項について、３の奄美群島振興開発基本方針の改正に準じた改正を行うこととした。（第五条第二項関係）

5　交付金事業計画

交付金事業計画に記載することができる事業として、奄美群島への移住の促進に資する事業等を追加すること等とした。（第八条第一項及び第二項関係）

6　配慮規定

医療の確保、情報の流通の円滑化等についての配慮規定を充実させること等とした。（第二一条、第二五条～第二八条、第三〇条、第三二条、第三三条、第三五条及び第三六条関係）

7　独立行政法人奄美群島振興開発基金の業務の追加

独立行政法人奄美群島振興開発基金は、基金による債務の保証を受けようとする者等に対する経営の改善及び発達に係る助言を行うことができることとした。（第五二条第二項関係）

8　奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長することとした。（附則第一項関係）

二　小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正関係

1　目的

この法律の目的に、小笠原諸島への移住の促進を図ることを追加することとした。（第一条関係）

2　基本理念

小笠原諸島の振興開発に関する基本理念に、再生可能エネルギー源の利用等を追加することとした。（第二条関係）

3　小笠原諸島振興開発基本方針

小笠原諸島振興開発基本方針に定める事項を追加すること等とした。（第五条第二項関係）

4　小笠原諸島振興開発計画

小笠原諸島振興開発計画に定める事項について、３の小笠原諸島振興開発基本方針の改正に準じた改正を行うこととした。（第六条第二項関係）

5　配慮規定

情報の流通の円滑化、医療の充実等についての配慮規定を充実させること等とした。（第二四条、第二七条～第二九条、第三一条、第三三条～第三五条、第三七条及び第三八条関係）

6　小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長することとした。（附則第二項関係）

三　この法律は、令和六年四月一日（一部の規定については、公布の日）から施行することとした。

◇特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第七号）（防衛省）

1　特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の失効規定及び法律の失効後の経過措置を定めた規定等を削除することとした。（附則関係）

2　附則

(一) 公表に関する経過措置を定めることとした。

(二) この法律は、公布の日から施行することとした。

◇所得税法等の一部を改正する法律（法律第八号）（財務省）

一　所得税法の一部改正関係

1　非課税所得となる相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するものから、公益信託に関する法律に規定する公益信託（以下「新公益信託」という。）から給付を受けた財産に該当するものを除外することとした。（所得税法第九条関係）

2　新公益信託の信託財産につき生ずる所得（貸付信託の受益権の収益の分配に係るものにあっては、当該受益権が当該新公益信託の信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額として一定の計算をした金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さないこととした。（所得税法第一一条関係）

3　新公益信託の受託者である個人に対する贈与又は遺贈（その信託財産とするためのものに限る。）により、居住者の有する譲渡所得の基因となる資産等の移転があった場合には、当該居住者に対しその贈与又は遺贈によるみなし譲渡課税を適用することとした。（所得税法第五九条関係）

4　新公益信託の委託者（居住者に限る。）がその有する資産を信託した場合には、当該資産を信託した時において、当該委託者から当該新公益信託の受託者に対して贈与又は遺贈により当該資産の移転が行われたものとして、当該委託者に対しその贈与又は遺贈によるみなし譲渡課税を適用することとした。（所得税法第六七条の三関係）

5　新公益信託の信託財産とするために支出した当該新公益信託に係る信託事務に関連する寄附金について、寄附金控除の対象とすることとした。（所得税法第七八条関係）

6　源泉徴収制度及び支払調書の対象となる報酬又は料金等の範囲に、社会保険診療報酬支払基金から支払われる流行初期医療の確保に要する費用を加えることとした。（所得税法第二〇四条関係）

7　支払調書等の電子情報処理組織を使用する方法等による提出義務制度について、当該制度の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数を三〇以上（改正前一〇〇以上）に引き下げることとした。（所得税法第二二八条の四関係）

8　脱炭素成長型経済構造移行推進機構を公共法人等の範囲に加えることとした。（所得税法別表第一関係）